

# 那覇市社会福祉協議会

## ボランティア体験・福祉教育プログラム助成事業実施要綱

### 1、目 的

この要綱は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）助成金交付規定第3条に定めるボランティアグループ活動助成金の交付に関し必要な事項を定め、児童・生徒のボランティア活動や福祉教育の体験活動等の事業を推進するための支援策として、学校における福祉実践力の向上を図ることを目的とする。

### 2、実施主体

那覇市社会福祉協議会

### 3、助成対象

那覇市内の小学校・中学校・高校において、ボランティア活動や福祉教育を積極的に推進する意欲があり、財政的な理由等により助成を必要としていること。

### 5、助成金額

当年度予算の範囲内で定額助成とする。

1校あたり1万円程度、10校以内とする。

### 4、助成金対象事業

助成金の交付対象となる経費は、児童・生徒のボランティア活動や福祉教育を推進する事業に要する次の経費とする。

・講師謝礼金 ・会場使用費 ・旅費 ・教材費 ・印刷製本費

・備品費 ・消耗品費 ・研修会参加費 ・車の借料など

(例) ①車イス体験、アイマスク体験、高齢者擬似体験等

②高齢者関係施設（老人ホーム・老人保健施設・デイサービスなど）、障がい者関係施設（作業所、授産施設など）、児童関係施設（保育所・園、児童館など）等の福祉関係施設でのボランティア体験

③児童・生徒に対する障がい当事者の講話や講演

④手話・点字講習会等の講習や講座

⑤地域のデイサービス利用者との交流

⑥地域の自治会を中心とした清掃活動

6、助成期間

毎年4月1日～翌年2月末日

7、申請方法

実施期間内で、助成金申請書（様式第1号）に記入の上、本会へ提出すること。

8、助成金決定方法

助成金決定については、事務局にて審査・決定し、その旨を各学校長へ通知する。

9、助成事業の報告

本事業終了後は、助成金実施報告書（様式第2号）をすみやかに提出すること。

10、附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。